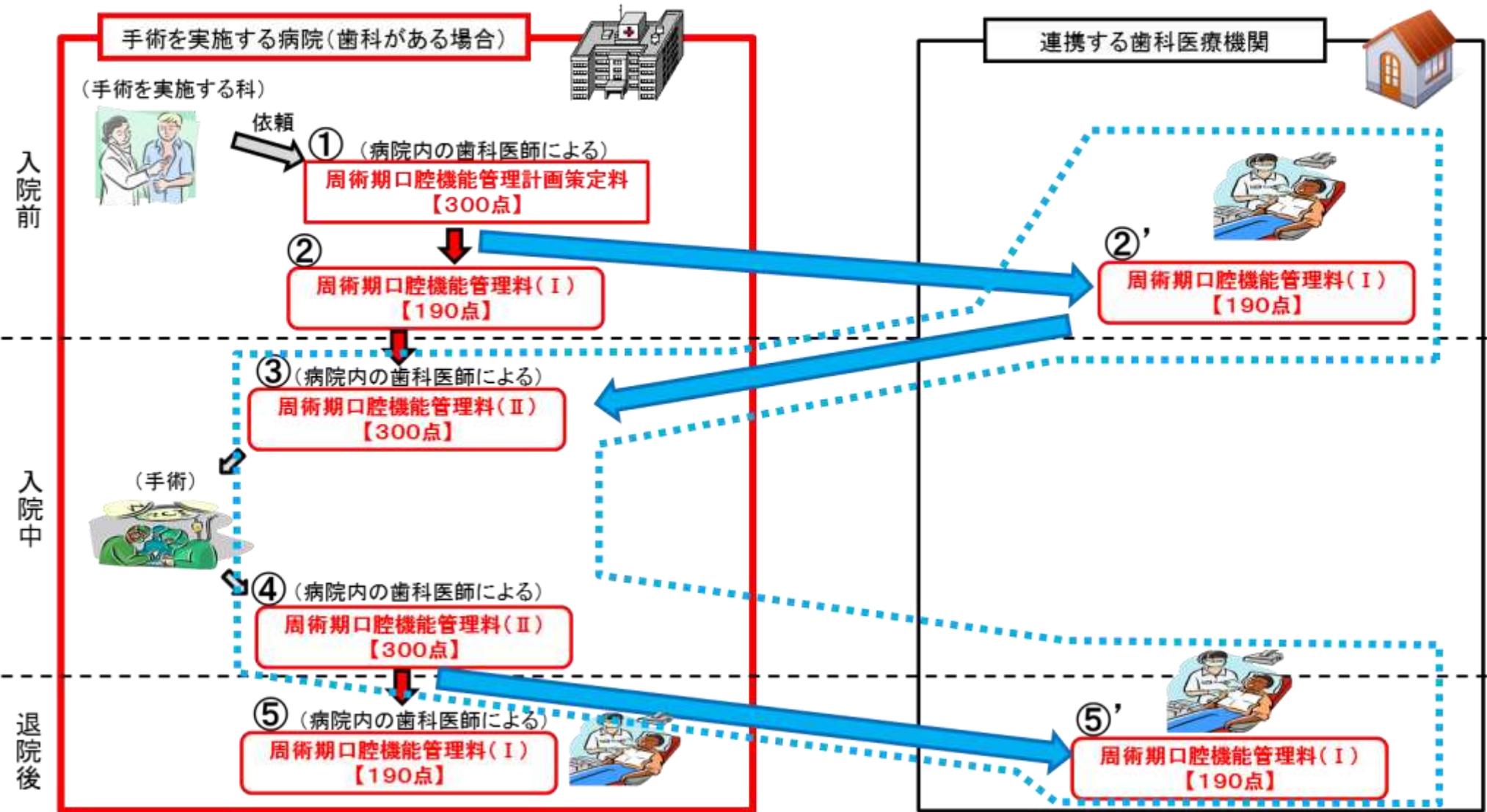


# 周術期における口腔機能の管理のイメージ



# 周術期における口腔機能の管理のイメージ

入院前

手術を実施する病院(歯科がない場合)



連携する歯科医療機関



(手術を実施する科)



①  
周術期口腔機能管理計画策定料  
【300点】



入院中

(手術)



②  
周術期口腔機能管理料(I)  
【190点】

③  
周術期口腔機能管理料(I)  
【190点】

※②③は歯科訪問診療での対応

退院後

④  
周術期口腔機能管理料(I)  
【190点】



## 周術期における口腔機能の管理

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）

周術期口腔機能管理料（Ⅱ）

### [通知]

#### ・対象患者

周術期口腔機能管理を必要とする手術は、全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術、臓器移植手術又は心臓血管外科手術等

#### ・管理報告書の内容

- ①口腔内の状態の評価
- ②具体的な実施内容や指導内容
- ③その他必要な内容

#### ・実施に際して

周術期の口腔機能の管理を行うに当たっては、一連の管理中においては、**患者の主治の医師と連携し、また、入院中においては、主治の医師や日常の療養上の世話を行う看護師等との間で実施内容や注意事項等の情報の共有に努めること。**

周術期の口腔機能の管理を行うに当たっては、手術前後や放射線治療等の患者の口腔機能の管理を適切に行うため、**定期的に周術期の口腔機能の管理に関する講習会や研修会等に参加し、必要な知識の習得に努めるものとする。**

# 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進(重点課題)

## 周術期における口腔機能の管理

### 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)

		手術を行った(又は予定する)保険医療機関	
		同一の保険医療機関(病院)	他の保険医療機関(病院)
患者の状況	入院外	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ロ) ※同一の医科歯科併設病院で外来又は在宅で治療中の患者 ※同一の歯科病院で外来又は在宅で治療中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄イ) ※他の病院で外来又は在宅で治療中の患者
	入院中	周術期口腔機能管理料(Ⅱ) (備考欄ニ) ※同一の医科歯科併設の病院に入院中の患者 ※同一の歯科病院に入院中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ハ) ※他の医科病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療に併せて管理を行う場合

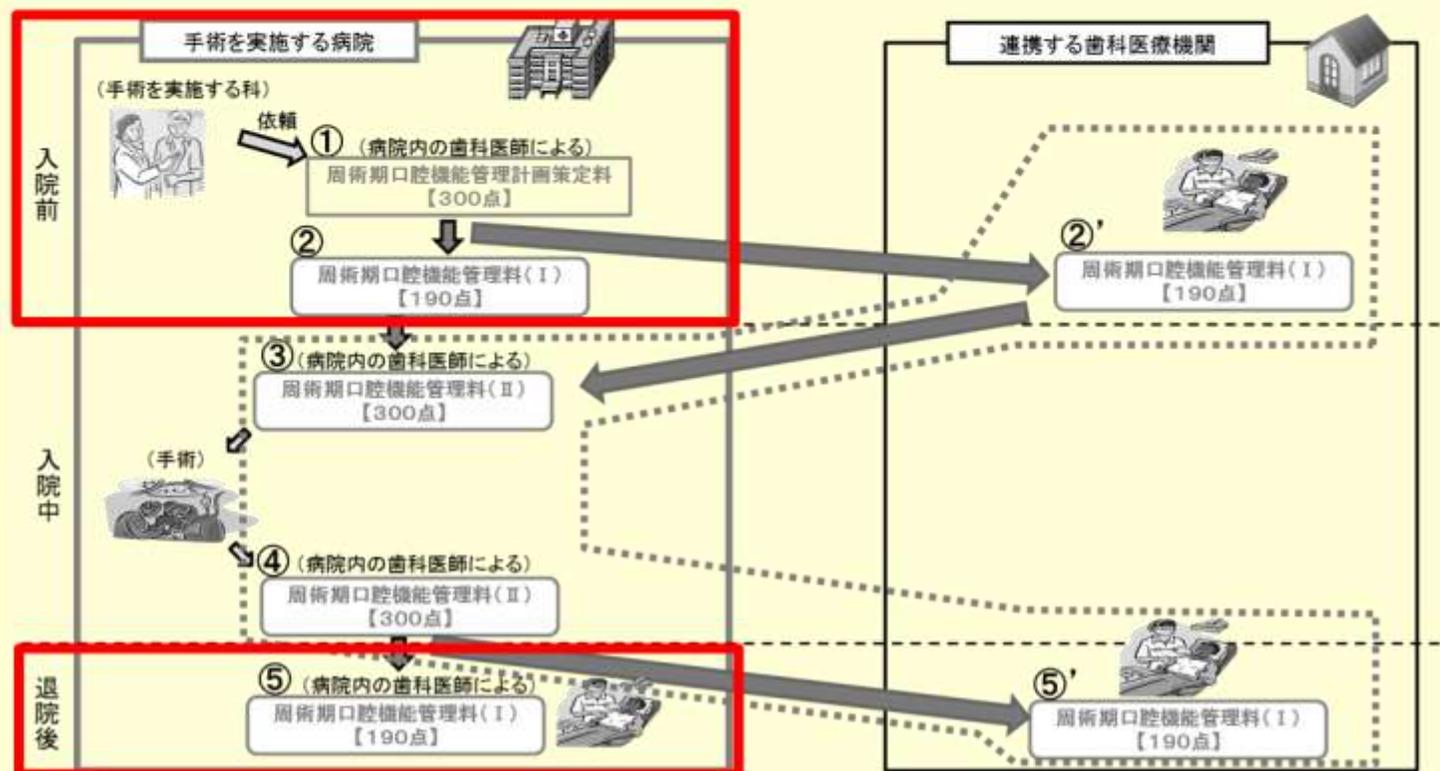
#### [備考]

- イ 歯科病院(歯科診療のみの診療を行う病院をいう。以下同じ。)、医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)又は歯科診療所に属する歯科医師が、他の保険医療機関(病院に限る。)において周術期口腔機能管理を必要とする手術(以下この区分番号において「管理を要する手術」という。)を行った(手術を予定する場合を含む。以下同じ。)入院中の患者以外の患者の口腔機能の管理を行う場合
- ロ 歯科病院又は医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)に属する歯科医師が、同一の保険医療機関において、管理を要する手術を行った入院中の患者以外の患者の口腔機能の管理を行う場合
- ハ 歯科病院、医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)又は歯科診療所に属する歯科医師が、他の病院である保険医療機関(歯科診療を行う保険医療機関を除くものをいう。以下この区分番号において「医科病院」という。)において、管理を要する手術を行った入院中の患者の口腔機能の管理を行う場合
- ニ 歯科病院又は医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)に属する歯科医師が、同一の保険医療機関において、管理を要する手術を行った入院中の患者の口腔機能の管理を行う場合

# 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進(重点課題)

## 周術期における口腔機能の管理

		手術を行った(又は予定する)保険医療機関	
		同一の保険医療機関(病院)	他の保険医療機関(病院)
患者の状況	入院外	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ロ) ※同一の医科歯科併設病院で外来又は在宅で治療中の患者 ※同一の歯科病院で外来又は在宅で治療中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄イ) ※他の病院で外来又は在宅で治療中の患者
	入院中	周術期口腔機能管理料(Ⅱ) (備考欄ニ) ※同一の医科歯科併設の病院に入院中の患者 ※同一の歯科病院に入院中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ハ) ※他の医科病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療に併せて管理を行う場合



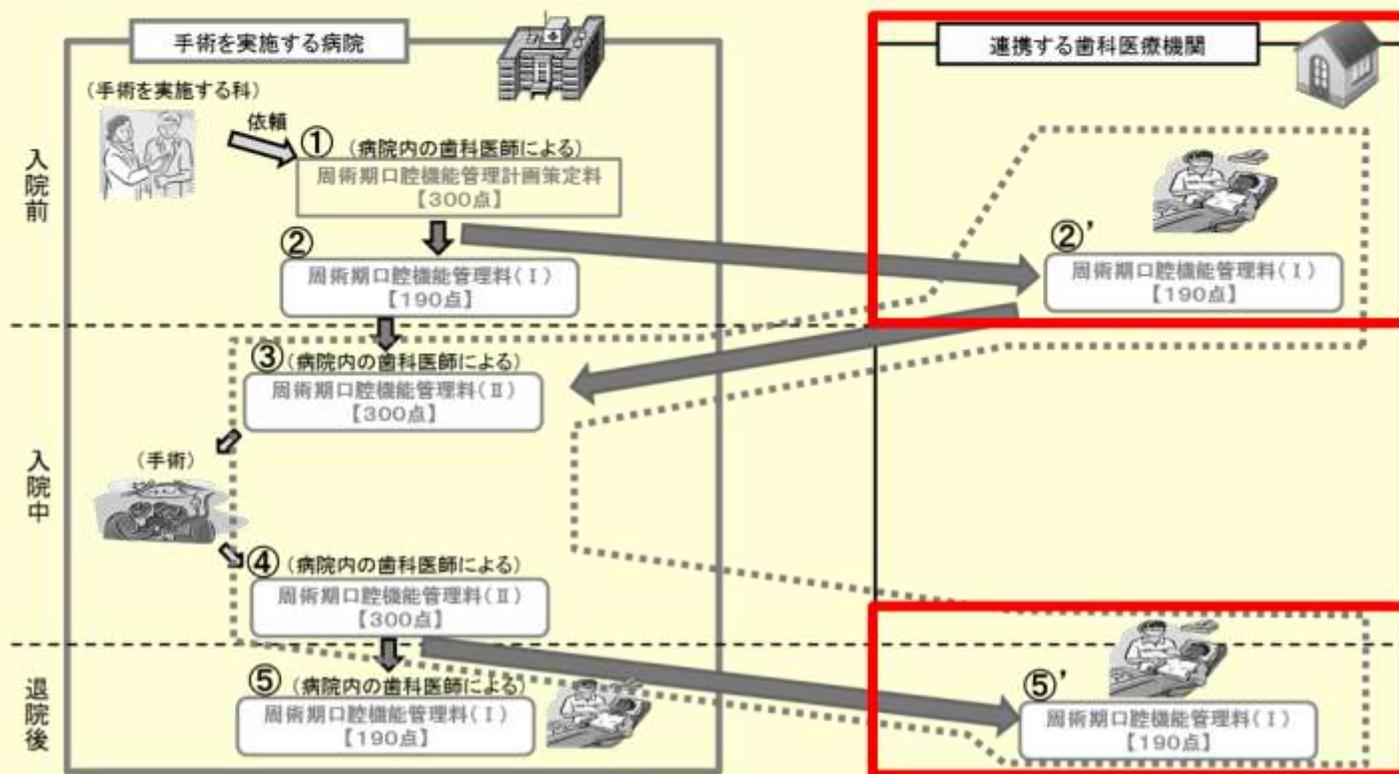
[備考]

□ 歯科病院又は医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)に属する歯科医師が、同一の保険医療機関において、管理を要する手術を行った入院中の患者以外の患者の口腔機能の管理を行う場合

# 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進(重点課題)

## 周術期における口腔機能の管理

		手術を行った(又は予定する)保険医療機関	
		同一の保険医療機関(病院)	他の保険医療機関(病院)
患者の状況	入院外	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ロ) ※同一の医科歯科併設病院で外来又は在宅で治療中の患者 ※同一の歯科病院で外来又は在宅で治療中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄イ) ※他の病院で外来又は在宅で治療中の患者
	入院中	周術期口腔機能管理料(Ⅱ) (備考欄ニ) ※同一の医科歯科併設の病院に入院中の患者 ※同一の歯科病院に入院中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ハ) ※他の医科病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療に併せて管理を行う場合



[備考]

イ 歯科病院(歯科診療のみの診療を行う病院をいう。以下同じ。)、医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)又は歯科診療所に属する歯科医師が、他の保険医療機関(病院に限る。)において周術期口腔機能管理を必要とする手術(以下この区分番号において「管理を要する手術」という。)を行った(手術を予定する場合を含む。以下同じ。)入院中の患者以外の患者の口腔機能の管理を行う場合